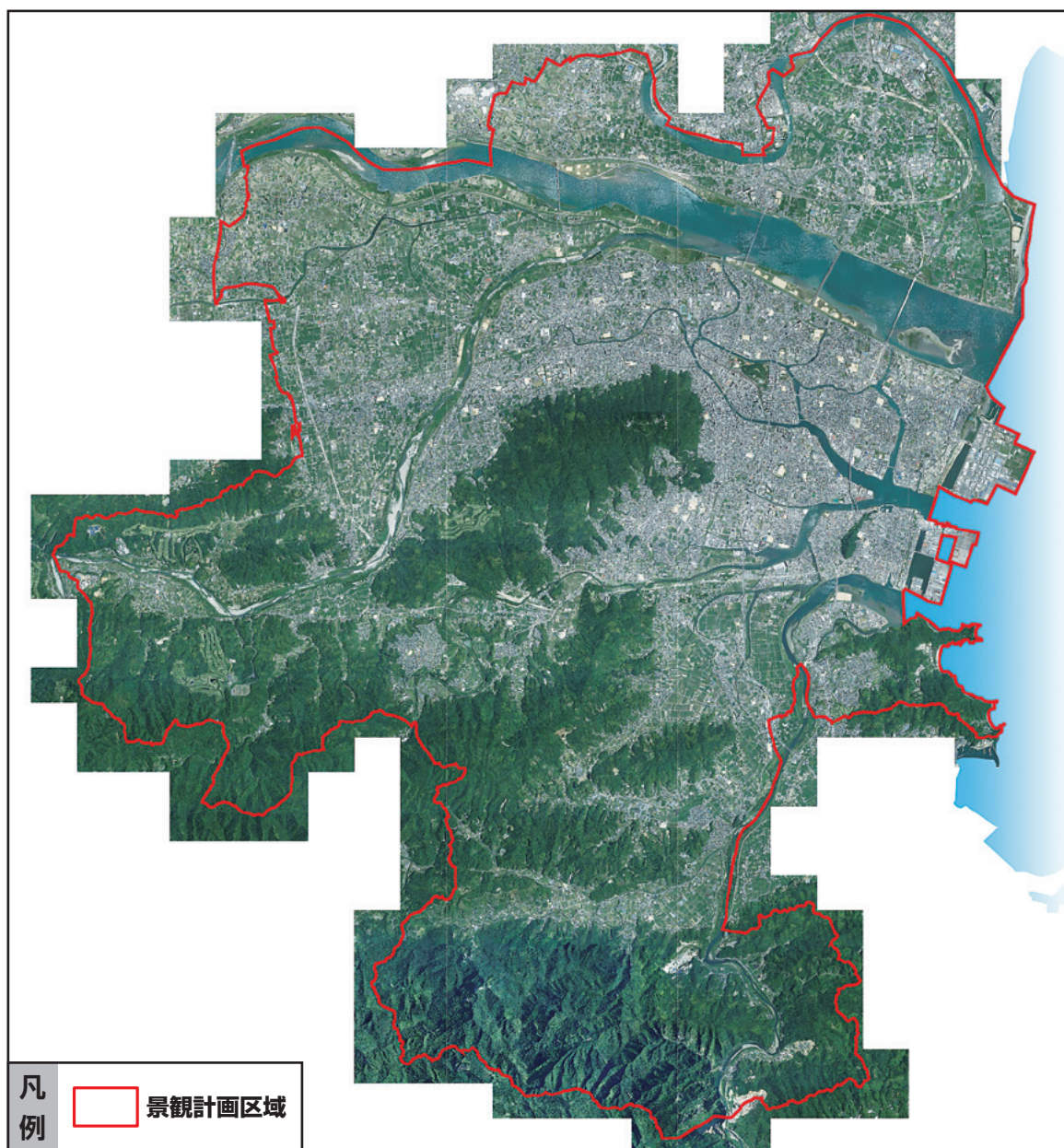


第3章 景観形成の理念・目標・基本方針

3-1 景観計画区域

良好な景観形成を推進することは、市民の共有財産の形成であり、市民全員が取り組む役割を担っています。また、本市の景観形成における重要な景観は、市全域に広がっていることから、景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域は、市全域とします。

【景観計画区域】



3-2 景観形成の理念

本市は、「眉山」、「吉野川」に代表される自然景観、「島普請」^{しまぶしん}に代表される江戸時代からの都市基盤が残る一方で、徳島大空襲で市街地の大半を焼失し、戦後新たな市街地が整備されてきた歴史があります。これらの経緯を踏まえ、次の理念のもとに本市の景観形成を図ります。

景観形成の理念1

“まもること”

都市の基本構造を形成している本市特有の自然（河川・山地・丘陵）やその上に築かれた城下町・近代における商業都市としての歴史的・文化的な景観を守ります。

景観形成の理念2

“創りだすこと”

城下町や近代都市計画によって形成された都市骨格の上に、市民活動により生まれた景観要素を生かし、良好な景観を新たに創りだします。

3-3 景観形成の目標

本市の景観構成要素である自然・歴史・文化を生かしながら、市民に親しまれる水と緑のうるおいとやすらぎのある、さらにはLEDの光の演出による魅力ある景観まちづくりを目指し、次のとおり本市の景観形成の目標を定めます。

**自然と歴史・文化を生かした
水と緑と光の織り成す景観まちづくり**

3-4 景観形成の基本方針

景観形成の目標である「自然と歴史・文化を生かした水と緑と光の織り成す景観まちづくり」を目指し、景観形成の基本方針を次のとおり定め、良好な景観形成を推進します。

<景観形成の基本方針>

方針1 山河の構造を尊重し、徳島ならではの良好な景観形成を図ります

徳島の景観の基盤にあるのは、時代を超えて存在し続ける山河です。徳島の山河は、網状に走る低平地の水路とそこに張り出した眉山など、極めて特徴的な景観を生み出しています。

この山河の構造を尊重することにより、徳島の景観が有する本質的な地形の影響を受けた特性を生かし、個性ある徳島ならではの良好な景観形成を図ります。

方針2 基盤となる景観の秩序と顔となる景観を整え、人々の心に残る徳島の景観形成を図ります

尊重すべき徳島の山河の構造は、決して一様ではなく、多様な様相を呈しています。市域全体としてそれぞれの地域特性を捉え、良好な景観の基盤となる景観要素に秩序を与えることが極めて重要となります。一方で、都市の景観は、徳島の顔となる象徴的な景観が存在し、それらは都市の印象に大きな影響を与えます。

これらを踏まえ、基盤となる景観の秩序と顔となる景観を整えることで、人々の心に残る良好な景観形成を図ります。

方針3 時代を超えて共有され続ける文化的ストックである景観の蓄積を図ります

良好な景観形成においては、今ある良好な景観を守り、育てていくとともに、新しく創出される景観を良好なものとしていくことの両方が求められます。

現在に残る歴史的な景観や資源を大切にだけでなく、これからも使い続けられ、親しまれ続ける景観まちづくりを志向し、時代を超えて共有される風景としての文化的ストックの充実を図ります。

方針4 身近な暮らしの景観を整え、良好な生活景観の形成を図ります

最も身近な景観は、一人ひとりの身近な暮らしのなかにあります。自宅の庭先やいつも何気なく通っている路地景観を整えることで日々の暮らしにうるおいが生まれ、暮らしが豊かになります。

身近な暮らしのなかで、一人ひとりが日常的に景観に対する配慮を積み重ね、周囲に広げることで、良好な生活景観の形成を図ります。

方針5 市民の共有財産という自覚に基づき、公・共・私の協働による景観形成を図ります

景観は市民の共有財産であり、広く市民が享受する権利のひとつといえます。その一方で、景観に関わる人々の思いが表れるものであり、一人ひとりが景観に対する責任を考える必要があります。

景観に対する権利と責任の自覚に基づき、公・共・私の協働による景観形成を図ります。